

利用料金の減額、免除について

条例・運営規則により、施設利用料及び附属設備利用料の減額、免除規定が定められています。
次の場合は対象となりますのでご確認ください。

減額、免除対象		減額、免除の額
第1号	国又は地方公共団体が公用又は公共の用に共するために利用する場合	全額免除
第2号	身体障害者手帳の交付を受けている者が個人利用する場合	
第3号	戦傷病者手帳の交付を受けている者が個人利用する場合	
第4号	療育手帳の交付を受けている者が個人利用する場合	
第5号	精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)の交付を受けている者が個人利用する場合	
第6号	国、地方公共団体又は障害者団体が障害者等の文化又はスポーツ活動の振興を図る行事の為に利用する場合	1/2減額
第7号	社会福祉事業を推進する団体が、当該団体の設立目的のために利用する場合	1/5減額
第8号	小学校・中学校・幼稚園の校長又は園長が教育活動であることを照明した場合に、児童・園児が利用する場合	
第9号	「みどりの日」に文化活動室、温水プール、トレーニング室、パークゴルフ場を利用する場合	全額免除
第10号	「こどもの日」に小学生児童又は中学生生徒が文化活動室、温水プール、トレーニング室、パークゴルフ場を利用する場合	
第11号	その他県知事が定めた場合	※要問合せ

※減額後の利用料金の額に十円未満は端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。